

長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第9、議案第17号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第17号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第25号 長井西置賜休日診療所条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第26号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第27号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之産業・建設常任委員長。

(梅津善之産業・建設常任委員長登壇)

○**梅津善之産業・建設常任委員長** おはようございます。

平成29年第1回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

なお、議案の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第13号 権利の放棄について申し上げます。

本案は、長井市営住宅の使用料の未収金に係る権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 市道路線の認定について及び議案第19号 市道路線の廃止についての2件について、関連がありますので一括して申し上げます。

議案第18号では、国道287号長井南バイパス

及びしらかわ大橋開通に伴う6路線、圃場整備事業完了に伴う6路線について、市道路線の認定を行うため、また議案第19号では、国道287号長井南バイパス及びしらかわ大橋開通に伴う4路線、圃場整備事業完了に伴う6路線、観光交流センター建設に伴う1路線を廃止するため、それぞれ提案されたものであります。

採決の結果、議案第18号及び議案第19号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、改修した長井市野球場の供用開始に当たり、夜間照明設備の使用料の改定を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、夜間照明の設備の使用料に電球の消費費は算入しているのか。当然電球を交換しなければならぬと思うが、そういう部分を含めて使用料を設定する考え方はないのか。今後の課題として検討していただきたいと思うがどうかとの質疑がなされ、建設課長からは、夜間照明の設備はクレーンを使用して交換しなければならず、その試算は複雑になることから、今回は電気料のみを算定し、消耗部分は使用料に算入していないが、今後の検討課題として考えていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、球技で使用する場合と、球技以外で使用する場合、または市民が使用する場合と、市民以外が使用する場合の夜間照明設備の使用料金の差が大き過ぎると思うが、使用状況はどうなっているのかとの質疑がなされ、建設課長からは、管理は生涯スポーツ課が行っており、詳細は把握していないが、野球、ソフトボールの使用がほとんどであり、市外からの使用は今までなかったと認識しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

13番、蒲生光男議員。

○**13番 蒲生光男議員** 委員長にお伺いをいたします。

議案第13号、この権利の放棄についてでありますけれども、委員長報告ではどういう質疑があったのか書かれておりませんので、質疑はなかったのかもしれませんが、あるいはまた、協議会で十分尽くしたので、それがなかったのかもしれませんが。私にはわかりませんが、私は、昨年度9月の決算議会でこの件について質問してるわけなんです。そのときに、この滞納の処分についてどうするんだというお話をさせていただきましたが、建設参事は、第96条1項に該当するので、これで処理をしたいというお話があって、第96条1項にどういうふう具体的に該当するのかとお聞きしたところ、総務参事は、いやいや、俺じゃないと手を振って拒まれましたので、結局、その点についてはわからずじまいだったんですね。第96条1項、いわゆる議会の議決に付してこれが成立するということになりますので、10号ということなんです。この辺の説明はございましたか。

○**渋谷佐輔議長** 梅津善之委員長。

○**梅津善之産業・建設常任委員長** 特に質疑になってはおりませんが、建設課長からは、本人も保証人もお亡くなりになっていてというお話がありまして、こういう結果で、全員一致で可決すべきものと決定したということでございます。

○**渋谷佐輔議長** 13番、蒲生光男議員。

○**13番 蒲生光男議員** 市営住宅の家賃の滞納ってというのは、ずっと昔から懸案になって、

私は何度も繰り返し質問してきてるんですが、ようやくここへ来て、もう回収の見込みのないものについては処理をしていくという方針になって、私はある意味で、それが進むということではよかったなというふうに思ってるわけなんです。ですけど、この提案理由の中にあるんですが、放棄の理由、債務者または連帯保証人が死亡、または破産、無資力で回収が困難であるためということになってるわけなんです、この連帯保証人をつけるということが必須要件になってると思うんですけれども、連帯保証人が途中で保証能力をなくす、あるいは、また死亡なされるようなケースの場合は、連帯保証人を立てなければいけないというふうになっていたと思うんですよね。そういったところ、そこら辺の説明はございましたか。

○**渋谷佐輔議長** 梅津善之委員長。

○**梅津善之産業・建設常任委員長** 質疑の中では、そのようなことはございませんでしたが、当人も保証人もお亡くなりになってるということで回収ができないということでしたので、それらの説明を受けたところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 13番、蒲生光男議員。

○**13番 蒲生光男議員** 今回は、3人で126万990円ということなんです、私は、これだけではない額がまだあると思ってるわけなんです。この後の処理の方針といいますか、見込みといいますか、そういったことについては説明ございましたか。

○**渋谷佐輔議長** 梅津善之委員長。

○**梅津善之産業・建設常任委員長** そのような話はございませんでした。

○**渋谷佐輔議長** そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第13、議案第13号 権利の放棄についてから日程第16、議案第28号 長井市

都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第13、議案第13号 権利の放棄についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第13号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第18号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第18号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第19号 市道路線の廃止についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第19号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第28号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男予算特別委員長。

(蒲生光男予算特別委員長登壇)

○**蒲生光男予算特別委員長** 平成29年第1回市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第1号 平成29年度長井市一般会計予算を初め、特別会計予算9件、水道事業会計予算1件の平成29年度予算案11件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、3月15日及び17日の2日間にわたり審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計予算の概要について担当課長から説明を受けた後、7名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

まず、議案第1号 平成29年度長井市一般会計予算及び議案第2号 平成29年度長井市国民健康保険特別会計予算の2件につきましては、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 平成29年度長井市公共下水道事業特別会計予算、議案第4号 平成29年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算、議案第5号 平成29年度長井市農業集落排水事

業特別会計予算、議案第6号 平成29年度長井市訪問看護事業特別会計予算、議案第7号 平成29年度長井市介護保険特別会計予算、議案第8号 平成29年度長井市浄化槽事業特別会計予算及び議案第9号 平成29年度長井市後期高齢者医療特別会計予算の7件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 平成29年度長井市宅地開発事業特別会計予算につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 平成29年度長井市水道事業会計予算につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第17、議案第1号 平成29年度長井市一般会計予算の1件について討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** 日本共産党の今泉春江でございます。

議案第1号 平成29年度長井市一般会計予算に反対の意見を申し上げます。

平成29年度の一般会計予算は、昨年度より3億6,000万円、2.6%減の137億2,500万円と、4年ぶりに前年度を下回った予算ですが、過去3